



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県法規集掲載事項)

○ 規則

- *15 知事の職務を代理する吏員に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)
 - *16 和歌山県中小企業振興対策審議会規則の一部を改正する規則 (商工労働総務課)
 - *17 主要農産物種子法施行細則の一部を改正する規則 (果樹園芸課)
 - *18 和歌山県肥料依頼検査規則の一部を改正する規則 (")
 - *19 和歌山県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則 (")
 - *20 和歌山県種雄豚検査条例施行規則の一部を改正する規則 (畜産課)
 - *21 和歌山県鶏経済能力検定規則の一部を改正する規則 (")
 - *22 みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則 (")
 - *23 漁船法施行細則の一部を改正する規則 (資源管理課)
- ### ○ 告示
- 379 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
 - 380 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
 - 381 " (")
 - 382 生活保護法による指定医療機関の辞退 (")
 - 383 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
 - 384 " (")
 - 385 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
 - 386 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更 (森林整備課)
 - 387 道路の区域変更 (道路保全課)
 - 388 新道路の供用開始等 (")
 - 389 廃川敷地の発生 (河川課)
- ### ○ 訓令
- *3 職員の事務引継に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課)
 - *4 和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令 (技術調査課)

○ 監査公表

監査公表第22号

○ 正誤

平成18年4月1日付け和歌山県報号外(5)目次中

規 則

和歌山県規則第15号

知事の職務を代理する吏員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

知事の職務を代理する吏員に関する規則の一部を改正する規則

題名及び第1条中「吏員」を「職員」に改める。
第2条中「事務吏員」を「職員」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県規則第16号

和歌山県中小企業振興対策審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県中小企業振興対策審議会規則の一部を改正する規則

和歌山県中小企業振興対策審議会規則(昭和28年和歌山県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第8条中「商工労働部商工労働総務課」を「商工観光労働部商工観光労働総務課」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県規則第17号

主要農産物種子法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

主要農産物種子法施行細則の一部を改正する規則

主要農産物種子法施行細則(昭和27年和歌山県規則第84号)の一部を次のように改正する。

第2条中「技術吏員」を「職員」に改める。

別記第2号様式中「当該技術吏員」を「当該職員」に、

「証票」を「証票」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県規則第18号

和歌山県肥料依頼検査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県肥料依頼検査規則の一部を改正する規則

和歌山県肥料依頼検査規則(昭和33年和歌山県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「肥料検査吏員」を「職員」に改める。

第8条第1号中「当該肥料検査吏員」を「当該職員」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県規則第19号

和歌山県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県卸売市場条例施行規則(昭和47年和歌山県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第16条中「検査吏員」を「職員」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県規則第20号

和歌山県種雄豚検査条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県種雄豚検査条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県種雄豚検査条例施行規則(昭和32年和歌山県規則第53号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「技術吏員」を「職員」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県規則第21号

和歌山県鶏経済能力検定規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県鶏経済能力検定規則の一部を改正する規則
和歌山県鶏経済能力検定規則(昭和39年和歌山県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「県吏員」を「職員」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県規則第22号

みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則

みつばち転飼条例施行規則(昭和41年和歌山県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第4条中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県規則第23号

漁船法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁船法施行細則の一部を改正する規則

漁船法施行細則(昭和26年和歌山県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第379号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年5月6日まで縦覧に供する。

平成19年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成19年3月6日

2 名称

特定非営利活動法人西行法師・明算上人の生誕地を守

り顕彰する会

3 代表者の氏名

堅敏男

4 主たる事務所の所在地

紀の川市窪113番4 竹房会館内

5 定款に記載された目的

この法人は当地出身者である西行法師・明算上人を顕彰し、周辺施設を整備することにより地域住民及び観光客が「住んで良かった」「訪れて良かった」という地域を創造することを目的とする。

和歌山県告示第380号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田医 51-46	曾我部医院	田辺市秋津町209番地	平成 19.1.4

和歌山県告示第381号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55

条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田医 113-7	特別養護老人ホーム真寿苑第二診療所	田辺市神島台6番19号	平成 19.2.28

和歌山県告示第382号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から辞退の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
田薬 18-11	有限会社ヤマシタ薬局	田辺市上屋敷2丁目6-2 6	平成 19.3.12

和歌山県告示第383号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	指 定 の 有 効 期 限
3021700012	ゆうゆうホーム	紀の川市粉河214-4	共同生活介護	知的障害者 精神障害者	社会福祉法人山水会	紀の川市粉河416 8	平成 19.3.1	平成 24.9.30

和歌山県告示第384号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同

法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	指 定 の 有 効 期 限
3022400067	白百合高原ホーム	田辺市中辺路町川合1832	共同生活介護	知的障害者 精神障害者	社会福祉法人中辺路白百合学園	田辺市中辺路町小皆74	平成 19.3.1	平成 24.9.30

和歌山県告示第385号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称

(4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成19年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 オークワ海南幡川店
 和歌山県海南市幡川下九条105番地 他14筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社オークワ
 代表取締役 大桑啓嗣
 和歌山市中島185番地の3
- 3 変更しようとする事項
 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前) 開店時刻9時、閉店時刻零時
 (変更後) 24時間
 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 8時30分から零時30分まで
 (変更後) 24時間
- 4 変更する年月日
 平成19年4月1日
- 5 変更する理由
 お客様利便性向上のため
- 6 届出年月日
 平成19年3月15日
- 7 届出等の縦覧場所
 和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
 海南市産業経済部商工振興課(海南市日方1525番地6)
 海草振興局産業振興部産業総務課(和歌山市湊通丁北1丁目2番地の1)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 縦覧期間 平成19年3月27日から平成19年7月27日まで
 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第386号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第7条の5第1項の規定に基づく高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を変更したので公表する。

平成19年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

変更した区域

和歌山市、海南市、紀の川市、高野町、湯浅町、広川町、御坊市、由良町、みなべ町、印南町、白浜町及び太地町の区域内に存する森林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部緑の雇用推進局森林整備課、各振興局産業振興部林務課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第387号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 奥佐々阪井線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員		延 長	備 考
		メートル	メートル		
海草郡紀美野町大字下佐々字上庄原1054番1地先から海南市沖野々字越前42番1地先まで	旧	2.55 }	23.80	5,495.50	
海南市野上中宇四ツ辻72番2地先から同市沖野々字越前24番2地先まで	旧	13.70 }	24.20	690.00	
海草郡紀美野町大字下佐々字上庄原1054番1地先から同町大字下佐々字軽戸瀬961番地先まで	旧	10.75 }	31.60	500.00	
海草郡紀美野町大字下佐々字上庄原1054番1地先から海南市沖野々字越前42番1地先まで	新	2.55 }	23.80	5,495.50	
海草郡紀美野町大字小畑字森の坪49番2地先から海南市沖野々字越前24番1地先まで	新	13.70 }	27.05	1,369.20	
海草郡紀美野町大字下佐々字上庄原1054番1地先から同町大字下佐々字軽戸瀬961番地先まで	新	10.75 }	31.60	500.00	

和歌山県告示第388号

平成19年和歌山県告示第387号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年3月29日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第389号

河川工事により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり

告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に備え置いて縦覧に供する。

平成19年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 河川の名称 一級河川白猪谷川
- 2 廃川敷地が生じた年月日 平成19年3月27日
- 3 廃川敷地の位置 橋本市隅田町河瀬字堂廻319番地先、
同市隅田町下兵庫字中野581番1地先
- 4 廃川敷地の種類及び面積 土地 136.43㎡

訓 令

和歌山県訓令第3号

庁中一般
各地方機関

職員の事務引継に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の事務引継に関する規程の一部を改正する訓令

職員の事務引継に関する規程（昭和29年和歌山県訓令第342号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「事務引継」を「事務の引継ぎ」に改める。

第2条第1項中「県の吏員その他の職員」を「職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）第3条第2項第1号に規定する本庁の行政組織
- (2) 和歌山県行政組織規則第3条第2項第2号に規定する地方機関の行政組織

第2条に次の1項を加える。

3 この規程において、「前任者」とは異動又は退職等（以下「異動等」という。）の発令を受ける機関の長が担任していた事務（以下「担当事務」という。）の引継ぎを行うべき者を、「後任者」とは前任者の担当事務の引継ぎを受けるべき者をいう。

第3条及び第4条を次のように改める。

（事務の引継ぎ）

第3条 異動等の発令を受ける機関の長は、異動等の発令の日までに、担当事務について後任者に事務の引継ぎを行わなければならない。ただし、やむを得ない事情により異動等の発令の日までに引継ぎを行うことができないときは、異動等の発令の日から7日以内に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、機関の長が、死亡その他特別の事情によりその担当事務の引継ぎを行うことができないときは、和歌山県行政組織規則その他の規程に定めるところにより、機関の長の職務を代理する者（以下「職務代理

者」という。）が、引継ぎを行うものとする。ただし、職務代理者がいない場合は、当該機関における機関の長以外の者のうち最も上席の者が後任者に引継ぎを行うものとする。

3 前項の場合において、職務代理者に事故があるときその他やむを得ない事情により職務代理者が事務の引継ぎを行うことができないときは、当該機関において職務代理者と同等の職にある者（同等の職にある者が2名以上あるときは給料の上位にある者、給料が同じであるときは年齢の多い者）が後任者に引継ぎを行うものとする。ただし、職務代理者と同等の職にある者がいないときは、当該機関における機関の長及び職務代理者以外の者のうち最も上席の者が後任者に引継ぎを行うものとする。

（事務引継書の作成）

第4条 前任者は、事務の引継ぎを行う場合は、事務引継書2通を作成するものとし、事務の引継ぎが完了したときは、後任者とともにこれに連署しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事務引継書を作成することができない場合は、上司の承認を得て、口頭により行うことができる。

2 前項の事務引継書には、当該機関の所掌する事務、事業の概要、執行状況、管理する重要な文書物件等の目録、予算の執行状況その他前任者において必要と認める事項を記載するものとし、当該担当事務につき処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項がある場合は、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を併せて記載するものとする。

第5条中「異動」を「変更」に、「前条」を「前2条」に改める。

第6条から第8条までを次のように改める。

（完了の届出）

第6条 前任者又は後任者は、事務の引継ぎが完了したときは、遅滞なくその旨を書面又は口頭により、上司に届け出なければならない。

（廃止された機関の事務の引継ぎ）

第7条 組織の改廃等により廃止された機関の前任者は、その担当事務を新たに所掌することとなる機関がある場合は、その機関における後任者に引き継ぐものとする。

2 前4条の規定は、前項の事務の引継ぎについて準用する。

（機関の長以外の職員の事務の引継ぎ）

第8条 第3条から前条までの規定は、機関の長以外の職員の事務の引継ぎについて準用する。

2 前項の規定にかかわらず、機関の長以外の職員は、事務の引継ぎについて、第4条第1項の規定による引継書を作成せず、口頭によりこれを行うことができる。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第4号

庁中一般
各地方機関

和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令

和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第7項中「技術吏員」を「検査に要する技術力を有する職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第22号

平成19年1月16日付け監査報告第22号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年3月27日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 門 三 佐 博
和歌山県監査委員 小 原 泰

- 1 監査対象機関名 東牟婁振興局
- 2 監査実施年月日 平成18年12月21日及び22日
- 3 監査の結果

健康福祉部

生活保護費返還金については、平成17年度末で約625万円が未収となっており、前年度末に比し約60万円増加している。また、年々増加傾向にある。

今後とも、生活保護費の不正受給の防止を図るとともに、適切な償還指導を行い、早期整理に努められたい。

健康福祉部申本支所

- (1) 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成17年度末で約338万円となり、前年度末に比べ約15万円余の増加となっている。

担当者は、債務者との接触を密にし、償還指導に努められていることは認められるが、今後とも、より一層関係機関との連携を密にし、債権管理に取り組みたい。

- (2) 生活保護費返還金の未収金については、平成17年度末で約841万円となり、前年度に比べ約169万円の減少

となっている。

今後、未収金の早期整理に努めるとともに、世帯の状況把握に努め不正受給の防止を図られたい。

新宮建設部

平成17年度末における県営住宅の収入未済額は、約715万円で、前年度に比べ約152万円増加している。

しかしながら、17年度からの方針として長期高額滞納者に対する取組に重点を置いたことから、過年度分の徴収率は向上している。

今後とも、県営住宅委託管理人とも連携し、新たな滞納を防止するとともに未納者の状況を的確に把握し、より一層効果的な徴収方法の検討や法的措置の強化を図り債権管理に努められたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

健康福祉部

不正受給の防止につきましては、従来より、毎年度「保護のしおり」を配布するなどし、周知徹底を図っています。

償還指導につきましては、平成19年2月現在で、返還義務者のうち、現役の保護受給者は20名ですが、保護費の支給という関係性があるため、計画的かつ継続的な納付がほぼ行われている状況となっています。

それに対して、非受給者の方も20名ですが、保護費の支給という関係性がない点、基本的に経済的に楽ではない者であるという状況に加え、そのうち死亡した者が7名、県外へ転出した者が2名いることなどから、非常に困難な状況となっていますが、現在1名が完納、2名が定期的な納付を実施しており、又他の返還義務者に対しては改めて納付指導文書を送付したところ です。

今後とも、状況を踏まえ家庭訪問するなどし、計画的かつ継続的な納付が行われるよう粘り強く指導を行ってまいります。

健康福祉部申本支所

- (1) 未償還者に対して、家庭訪問等により生活状況の把握に努め、相談・助言をしながら償還指導を行いました。

今後母子家庭の自立支援を図るとともに、家庭訪問を頻繁に行うことで、償還の義務を果たすよう指導してまいります。

- (2) 被保護世帯に対しては、「保護のしおり」を配布し「権利と義務」の説明をするなど不正受給防止の周知徹底を図るとともに、不正受給防止のため、収入状況の早期把握に努めてまいりました。

また、返還金未納者に対しましては、随時、家庭訪問を行い返還指導を行ってまいりました。

今後は、より一層不正受給防止の徹底を図るとともに返還金未納者に対しましては、今後とも粘り強く返還指導を行ってまいります。

新宮建設部

公営住宅使用料の未収金整理につきましては、「家賃徴収に関する打合せ会議」を2か月に一度程度開催し、滞納者に対する措置及び状況等について協議を行い、委託管理人との連携をとりながら未収金の徴収に努めております。

滞納額の少ない者に対しては、委託管理人が主となり、臨戸訪問等により未収金の徴収に努め、それでも改善が認められず訴訟を視野に入れた対応をしなければならない滞納者については、職員が法的措置を踏まえ対応することで、未収金の徴収に努めております。

平成17年度には、1件の強制退去処分及び2件の明渡訴訟を行いました。

また、平成18年度の現況としては、明渡訴訟済3件、訴状作成中7件、訴訟準備検討中7件であります。

これらの措置により、一層の徴収率向上に努めてまいります。

正 誤

正 誤

平成18年4月1日付け和歌山県報号外(5)目次中

ページ	段	行目	誤	正
1	左	上から11	和歌山県沿岸漁業 資金貸付金	和歌山県沿岸漁業 改善資金貸付金